

秘

調査番号

No.

総務省 届出済

東京都指定統計調査第4号

「令和8年度東京都福祉保健基礎調査」

調査票②

<この調査票をご回答いただく方>

令和8年9月1日現在、満18歳以上の世帯員の方

※お一人につき1冊ご記入ください。

<調査期間>

令和8年9月1日(火曜日)から同年9月30日(水曜日)まで

※ 郵送回答の方は、締切当日（令和8年9月30日（水曜日））までに、
ポストに投函してください。

<調査実施機関>

とうきょうと ふくしきょく そうむぶ そうむか どうけいちょうさたんどう
東京都 福祉局 総務部 総務課 統計調査担当

<調査期間中のお問合せ先>

※ 本調査は、東京都が、株式会社サーベイリサーチセンターに委託して実施
しています。

受託会社名：株式会社サーベイリサーチセンター

電話 0800-222-8744

電話受付時間は、平日午前9時から午後6時までです。

メール fukushi2026@surece.co.jp

1 ご回答いただく方

- できる限り、ご本人がご記入ください。
- ご本人が文章を読むことや書くことが難しい場合は、大変お手数ですが、ご家族や介護されている方などが読み上げたり、代筆していただくなど、ご協力いただければ幸いです。

2 回答方法

- 令和8年9月1日現在の状況をご回答ください。
- 鉛筆または黒のボールペンで記入してください。
- **問**：特に断りがない限り、全ての方がお答えください。
- **問**：**問**で特定の回答をした方のみ、矢印に従って回答してください。
- 「その他」を選んだ場合は、その具体的な内容を（ ）内に記入してください。
- 以下のとおり、太枠内のあてはまる番号に○を付けて回答してください。

例1：あなたの性別を教えてください。

1	男
②	女
3	その他（どちらともいえない・わからない・答えたくない）

番号の背景が白い場合は、あてはまるものに1つだけ○を付けてください。

例2：同居している人を教えてください。

1	配偶者
②	子供
③	兄弟姉妹

番号の背景に色がついている場合は、あてはまるもの全てに○を付けてください。

例3：悩みごとがありますか？

1	病気
2	仕事
3	人間関係
④	ない

または

1	病気
②	仕事
③	人間関係
4	ない

白と色つきの両方の背景がある場合は、どちらか一方に○を付けてください。
白を選んだ場合は、○は1つだけ、色つきを選んだ場合は、あてはまるもの全てに○を付けてください。

基本事項

あなたの性別・年齢（令和8年9月1日現在）を教えてください。

性 別	
1	男
2	女
3	その他 (どちらともいえない・わからない・答えたくない)

年 齢
歳

外出時の状況などについて

問 1

次の①から⑧までの全ての質問に、お答えください。(○はそれぞれ1つずつ)

※ 令和8年9月1日現在の状況をお答えください。

		はい	いいえ
①	あなたは、視覚に何らかの障害があるために、外出の際、視覚障害者用の杖などを利用したり、介助者を必要とすることがありますか。	1	2
②	あなたは、聴覚に何らかの障害があるために、外出の際、補聴器などを利用したり、介助者を必要とすることがありますか。	1	2
③	あなたは、肢体(※)に何らかの障害があるために、外出の際、車椅子や杖、歩行器、義肢などを利用したり、介助者を必要とすることがありますか。 ※肢体とは、上肢(手と腕)や下肢(足と脚)、体幹や脊柱(胴体と背骨)を指します。	1	2
④	あなたは、体の内部に何らかの障害があるために、外出の際、医療機器(ペースメーカーや携帯用ポンプなど)や車椅子、杖などを利用したり、介助者を必要とすることがありますか。	1	2
⑤	あなたは、上記①～④以外の何らかの障害があるために、外出の際、何らかの機器や用具を利用したり、介助者を必要とすることがありますか。	1	2
⑥	あなたは、何らかの理由があるために、外出の際、周囲の支援や理解を必要とすることがありますか。	1	2
⑦	あなたは現在、乳幼児を連れて外出することがありますか。	1	2
⑧	《女性のみにお聞きします。》 あなたは現在、妊娠していますか。	1	2

問2

あなたの外出頻度はどのくらいですか。(○は1つだけ)

※ 過去1年間の、おおよその外出頻度をお答えください。

1	ほぼ毎日
2	週4日程度
3	週2～3日程度
4	週1日程度
5	月1日程度
6	ほとんど外出しなかった

まちの中での体験などについて

問3

あなたは、過去1年間に、外出の際、高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児連れなどが困っているのを見かけたことはありますか。(○は1つだけ)

ある	ない
1	2

問4 (次のページ)へ

問3-1

そのとき、あなたはどのようにしましたか。
(○は最も近いもの1つだけ)

1	積極的に自ら手助けをした
2	相手から求められて手助けをした
3	話しかけたり、声をかけたりしたが、手助けまで至らなかった
4	何もしなかった
5	その他 ()

問3-1-1

どのような手助けをしましたか。
(○はいくつでも)

1	荷物を持った
2	横断歩道や通行しにくい道路で誘導したり、手を引いた
3	階段の昇り降りのときに手を貸した
4	電車、バスの乗り降りのときに手を貸した
5	車椅子やベビーカーを押したり、持ち上げたりするのを手伝った
6	乗り物などで席を譲った
7	道を教えた
8	扉を開けた
9	困っている人の家族などに連絡をした
10	その他 ()

問3-1-2

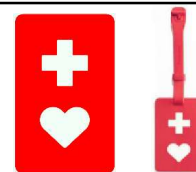
「何もしなかった」理由は何ですか。
(○はいくつでも)

1	忙しかった、急いでいた
2	自分も困っていて、他の人を手助けできる状況ではなかった
3	照れや恥ずかしい気持ちがあった
4	他の人が手助けをと思った
5	手助けの方法がわからなかった
6	自分一人では無理だと思った
7	手助けをしてよいものかどうかわからなかった
8	手助けをしたくなかった
9	その他 ()

東京都では、援助を必要としている人のためのマークとして「ヘルプマーク」を作成し、利用を希望する人に配布するとともに、「ヘルプカード」の標準様式を作成し、区市町村に導入の推進を図っています。

ヘルプマークとは…

援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方々（義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など）が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせて援助を得やすくするためのマーク



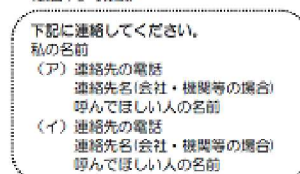
ヘルプカードとは…

障害者などが緊急連絡先や必要な支援内容などを記載して携帯し、災害時や日常生活の中で困ったときに提示することにより、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるためのカード

〔表面：東京都標準様式〕



〔裏面：参考様式〕



問4 あなたは、「ヘルプマーク」を身に着けている人を見たことがありますか。(○は1つだけ)

ある	ない
1	2

→ **問5** へ

問4-1 そのとき、あなたはどのようにしましたか。(○は最も近いもの1つだけ)

1	実際に手助けをした
2	手助けの方法がわからず、何もできなかった
3	手助けが必要かどうかわからず、何もできなかった
4	手助けを必要としていなかったなので、何もしなかった
5	自分が声をかける必要はないと思った
6	その他 ()

問5 「ヘルプカード」を提示されたことがありますか。(○は1つだけ)

ある	ない
1	2

→ **問6** (次のページ) へ

問5-1 ヘルプカードを提示された際、どのような行動をとりましたか。
(○は最も近いもの1つだけ)

1	実際に手助けをした
2	提示されたが、手助けできなかった

問6

あなたは、過去1年間に、外出の際、誰かの手助けを必要と感じたことはありますか。
(○は1つだけ)

ある	ない
1	2

問7

(次のページ)へ

問6-1

どのような手助けが必要でしたか。

(○はいくつでも)

1	荷物を持つのを手伝ってほしかった
2	横断歩道や通行しにくい道路で、誘導したり、手を引いたりしてほしかった
3	階段の昇り降りのときに手助けがほしかった
4	電車、バスの乗り降りのときに手助けがほしかった
5	車椅子やベビーカーを押したり、持ち上げたりしてほしかった
6	乗り物などで席を譲ってほしかった
7	道を教えてほしかった
8	扉を開けてほしかった
9	自分の家族などに連絡してほしかった
10	その他()

現在の東京のまちの印象について

東京都では、「東京都福祉のまちづくり条例（※１）」を制定し、高齢者、障害者を含めた全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを推進しています。

特に、東京都は、東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、福祉のまちづくりの進展に向け、当事者参画を踏まえた気運醸成や施設整備、さらに、大会後のレガシーとなり得る情報バリアフリーや心のバリアフリーの取組を進めてきました。

問 7 現在の東京のまちにおける建物、道路、駅、電車などの施設や設備のバリアフリー（※２）化の状況について、どのような印象をお持ちですか。（○は最も近いもの１つだけ）

1	進んでいる
2	やや進んでいる
3	あまり進んでいない
4	進んでいない
5	その他 ()

問 7 - 1

（次のページ）へ

問 8

（9 ページ）へ

※ 1 「東京都福祉のまちづくり条例」とは…

東京都は、福祉のまちづくりの一層の推進を図るため、平成 7 年 3 月に「東京都福祉のまちづくり条例」を制定し、バリアフリー化を進めてきました。平成 21 年 3 月には条例を改正し、高齢者や障害者などを含めた全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるユニバーサルデザイン（P 9 参照）の理念に基づいたまちづくりの実現を目指しています。

※ 2 バリアフリーとは…

高齢者や障害者などが日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念、その他一切の社会的障壁（バリア）をなくすことです。

《問7で「1 進んでいる」「2 やや進んでいる」を選んだ方にお聞きします。》

問7-1 どのような点でバリアフリー化が進んだと思いますか。(〇はいくつでも)

		《 具体例 》
1	公共交通施設や公共交通機関の整備	・駅のエレベーター設置 ・ホームドアの整備 ・ノンステップバス等の整備
2	建物内の整備	・出入口等の幅の確保 ・スロープの設置
3	道路の整備	・車道と歩道の分離 ・歩道の幅を広げる ・歩道の段差を少なくする ・歩道の勾配を緩やかに改善
4	公園、河川の整備	・園路等の段差解消 ・ベンチやトイレ設置
5	学校施設の整備	・車椅子使用者等が使いやすいトイレの整備やトイレの洋式化 ・スロープ等による段差解消 ・エレベーターの整備
6	建物、道路、公園、公共交通施設などの連続的、一体的、計画的な整備	・バリアフリー基本構想等の策定 ・駅から公共施設など連続的な整備
7	高齢者や障害者が住みやすい住宅の整備	・車椅子使用者向け住宅の整備 ・住宅への手すりの設置など
8	高齢者や障害者の社会参加を支える仕組みづくり	・点字、音声による刊行物の配布 ・手話通訳者の配置 ・ヘルプマークやヘルプカード（P5参照）の推進
9	災害時における要配慮者の安全対策	・避難誘導、案内標示の整備 ・避難場所の確保 ・食料など必需品の準備
10	わかりやすく利用しやすい情報提供の充実	・案内標示等の設置 ・音声や携帯端末を利用した情報提供
11	デジタル技術を活用したコミュニケーションの進展	・音声テキスト変換する透明ディスプレイ等のユニバーサルコミュニケーション機器の整備
12	「福祉のまちづくり」の普及啓発の充実	・車椅子使用者等が使いやすいトイレや駐車スペース等の適正利用等を目的としたパンフレットの作成 ・障害者等の理解推進を目的としたシンポジウムの実施 ・福祉のまちづくり功労者の表彰制度など ・キャンペーンの実施、ホームページや SNS を活用した広報等
13	当事者の意見を反映するための仕組みづくり	・都民、事業者、行政による情報交換の場の設定
14	児童、生徒へのユニバーサルデザイン教育	・高齢者や障害者等と交流しながらの体験 ・高齢者や障害者等の支援方法、コミュニケーション方法の学習 ・障害者スポーツを通じた理解等
15	地域住民を対象としたユニバーサルデザインに関する学習機会の提供	・まち歩き点検によるバリアフリーマップの作成等
16	地域のユニバーサルデザインに関する取組を主体的に担う人材の養成	・地域住民向けのまち歩きやワークショップの講師を担当する人材（福祉のまちづくりサポーター）の養成等
17	店舗等における接遇の向上	・店舗等において、従業員が障害特性やそれに応じた配慮の方法を理解し、接客するようになった
18	民間事業者によるバリアフリー化の取組	・車椅子使用者等が使いやすいトイレや駐車スペース等の整備 ・高齢者や障害者等が働きやすい職場の環境整備 ・バリアフリー設備情報のホームページでの発信等
19	その他（ ）	

ユニバーサルデザインについて

問8 「ユニバーサルデザイン」という言葉や意味について知っていますか。
(○は1つだけ)

1	以前から言葉も意味も知っていた
2	言葉は知っていたが、意味は今回初めて知った
3	言葉も意味も、今回初めて知った
4	その他 ()

ユニバーサルデザインとは…

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように都市や生活環境をデザインすることです。その対象はハード（都市施設や製品など）からソフト（教育や情報、サービスなど）に至るまで多岐にわたっています。

◆ ユニバーサルデザインの具体的な事例

- ・ 床が低く、高齢者や子供でも乗り降りしやすく、また、スロープをかければ車椅子使用者も容易に利用できるノンステップバス
- ・ 点字や音声案内、外国語での表記や色遣いに配慮するなど、誰にでもわかりやすい案内サイン

◆ 東京都におけるユニバーサルデザインの5原則

- ・ 公平（誰もが同じように施設や設備を利用できる。）
- ・ 簡単（利用者の知識や能力、状況に関係なく容易に施設や設備を利用できる。）
- ・ 安全（特別な注意を払わなくとも危険なく施設や設備を利用できる。）
- ・ 機能（使い勝手よく施設や設備を利用できる。）
- ・ 快適（気持ちよく施設や設備を利用できる。）

問9 ポータルサイト「とうきょうユニバーサルデザインナビ」を知っていますか。
また、閲覧したことがありますか。(○は1つだけ)

1	知っており、閲覧したことがある
2	知っているが、閲覧したことがない
3	知らない
4	その他 ()

とうきょうユニバーサルデザインナビとは…

とうきょうユニバーサルデザインナビ（略称 UD ナビ）は、高齢者や障害者を含めた全ての人が、外出時に必要な情報を容易に入手できるよう、都内の施設や交通機関等に関するユニバーサルデザイン情報及びバリアフリー情報を集約したポータルサイトです。

デパートや公園等スポット別、鉄道やバス等交通手段別、地図や区市町村名から探す場所別などにより、施設や事業者のホームページの情報を簡単に検索することができます。



<https://www.udnavi.tokyo/>

心のバリアフリーについて

問10

「心のバリアフリー」という言葉や意味について知っていますか。(○は1つだけ)

1	以前から言葉も意味も知っていた
2	言葉は知っていたが、意味は今回初めて知った
3	言葉も意味も、今回初めて知った
4	その他 ()

心のバリアフリーとは…

誰もが円滑に移動し、様々な活動を楽しめるまちづくりを進めるため、全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続けることです。

問11

現在の東京のまちにおける、車椅子使用者用駐車施設や優先駐車区画の利用状況等について、どのような印象をお持ちですか。(○は最も近いもの1つだけ)

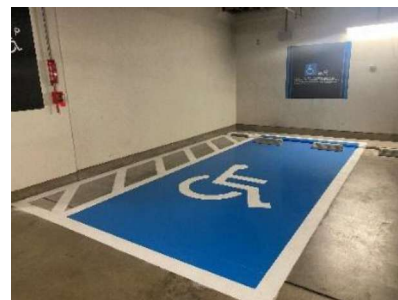
1	適正に利用されている
2	ある程度適正に利用されている
3	あまり適正に利用されていない
4	適正に利用されていない
5	その他 ()

※ この設問における「適正に利用されていない」状況とは、通常の駐車スペースで乗り降りできる人が車椅子使用者用駐車施設や優先駐車区画に駐車していることをいいます。

車椅子使用者用駐車施設とは…

公共施設や店舗などの駐車場で、車椅子を使用している人など、車の乗り降りや移動に際して配慮が必要な人のために設けられた駐車区画です。

- 車椅子を使用している人でも乗り降りしやすいよう、幅が広い(3.5m以上)
- 建物の出入口やエレベーターホールなどに近い
- 障害者のための国際シンボルマークを表示



優先駐車区画とは…

幅の広い区画は必要ないものの、歩行が困難、移動の際に配慮が必要な人が優先的に利用できる駐車区画です。

- 通常の駐車区画と同等(2.5m程度)
可能であれば3m程度とやや広めにする
- 建物の出入口やエレベーターホールなどに可能な限り近い
- 区画の整備
 - (1) 車椅子使用者ほど広いスペースを必要としない歩行等に配慮が必要な人が利用できる旨を表示する。
 - (2) 車椅子使用者用駐車施設とは別の色(緑色など)で床面全体を塗装し目立たせる。
 - (3) 対象者を表すシンボルマークを塗装する(障害者のための国際シンボルマークは表示しない。)



問12 現在の東京のまちにおける、車椅子利用者用駐車施設（車椅子利用者等が使いやすい幅の広い駐車スペース）に駐車したことはありますか。（○は1つだけ）

ある	ない
1	2

→ **問13** へ

問12-1 それはどうしてですか。（○は最も近いもの1つだけ）

1	自分が車椅子利用者だから
2	自分が車椅子利用者ではないが、車の乗り降りや移動に配慮が必要だから
3	自分が高齢で車の乗り降りや移動に配慮が必要だから
4	介助を必要とする人や乳幼児と同行していたから
5	一般利用者用が空いていなかったから
6	出入口に近くて便利だから
7	急いでいたから
8	体調が良くなかったから
9	車椅子利用者用駐車施設について知らなかったから
10	その他（ ）

問13 現在の東京のまちにおける、優先駐車区画（幅の広い区画は必要ないものの、歩行が困難、移動の際に配慮が必要な人が優先的に利用できる駐車区画）に駐車したことはありますか。（○は1つだけ）

ある	ない
1	2

→ **問14** （次のページ） へ

問13-1 それはどうしてですか。（○は最も近いもの1つだけ）

1	自分が車椅子利用者だから
2	自分が車椅子利用者ではないが、車の乗り降りや移動に配慮が必要だから
3	自分が高齢で車の乗り降りや移動に配慮が必要だから
4	介助を必要とする人や乳幼児と同行していたから
5	一般利用者用が空いていなかったから
6	出入口に近くて便利だから
7	急いでいたから
8	体調が良くなかったから
9	優先駐車区画について知らなかったから
10	その他（ ）

問14 心のバリアフリーの推進のために効果的だと思う取組は何ですか。
(○はいくつでも)

		《 具体例 》
1	「福祉のまちづくり」の普及啓発の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者等が使いやすいトイレや駐車スペース等の適正利用等を目的としたパンフレットの作成 ・障害者等の理解推進を目的としたシンポジウムの実施 ・福祉のまちづくり功労者の表彰制度など ・キャンペーンの実施、ホームページや SNS を活用した広報等
2	児童、生徒へのユニバーサルデザイン教育	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害者等と交流しながらの体験 ・高齢者や障害者等の支援方法、コミュニケーション方法の学習 ・障害者スポーツを通じた理解等
3	地域住民を対象としたユニバーサルデザインに関する学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・まち歩き点検によるバリアフリーマップの作成 ・地域住民が高齢者や障害者等と一緒に、コミュニケーションを取ることでできる機会づくり等
4	地域のユニバーサルデザインに関する取組を主体的に担う人材の養成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民向けのまち歩きやワークショップの講師を担当する人材（福祉のまちづくりサポーター）の養成等
5	民間事業者が従業員に対して行う接客向上研修	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者による従業員への接客研修（障害特性や配慮の方法）等
6	民間事業者によるバリアフリー化の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者等が使いやすいトイレや駐車スペース等の整備 ・高齢者や障害者等が働きやすい職場の環境整備 ・バリアフリー設備情報の発信等
7	その他（ ）	

まちの中での情報提供について

問15

あなたが外出したときに、行きたい建物や施設への案内標示、駅などの乗り換えの誘導標示など、まちの中の標示や説明がわかりやすく整備されているかどうかについて、どのような印象をお持ちですか。(○は1つだけ)

1	整備されている
2	やや整備されている
3	あまり整備されていない
4	整備されていない

問16

今後、まちの中の案内標示や説明をよりわかりやすいものに整備していく上で、特に力を入れてもらいたいことは何ですか。(○はいくつでも)

1	案内標示などを絵で標示する
2	色や文字の使い方に配慮して、全ての人にとって見やすくわかりやすいデザインとする
3	現在の案内標示などに説明を加えたり、余分な説明を削除するなど、必要な情報が伝わりやすいように整理する
4	案内標示などを複数の言語で表記する
5	スマートフォンのアプリなどを活用した情報を提供する
6	案内標示などをわかりやすい場所に設置する
7	案内標示などの数を増やす
8	案内標示などの内容を頻繁に更新するなど、常に新しい情報を標示する
9	その他 ()

住まいのバリアフリーの状況について

問 17

あなたが現在お住まいになっている住宅で、バリアフリー化が進んでいないために、日常生活において、不便を感じるところがありますか。(○は1つだけ)

ある	ない
1	2

問 18

(次のページ) へ

問 17-1

それはどこですか。(○はいくつでも)

【一戸建てにお住まいの場合】

1	道路から住宅の玄関に至るまでの通路 (段差がある、幅が狭いなど)
2	住宅の玄関 (段差がある、幅が狭いなど)
3	室内の廊下 (段差がある、幅が狭いなど)
4	室内の階段 (手すりがない、傾斜が急など)
5	居間や台所、寝室などの居室 (段差がある、幅が狭いなど)
6	お風呂、洗面所 (手すりがない、段差がある、狭いなど)
7	トイレ (段差がある、幅が狭いなど)
8	その他 ()

【共同住宅(マンション、アパートなど)にお住まいの場合】

1	道路からマンション、アパートなどの 共同住宅の共用出入口に至るまでの通路 (段差がある、幅が狭いなど)
2	共用部分(※)の通路《1以外の部分》 (段差がある、幅が狭いなど)
3	共用部分の階段 (手すりがない、傾斜が急など)
4	共用部分のエレベーター (エレベーターがない、幅が狭いなど)
5	各住戸の玄関 (段差がある、幅が狭いなど)
6	室内の廊下 (段差がある、幅が狭いなど)
7	居間や台所、寝室などの居室 (段差がある、幅が狭いなど)
8	お風呂、洗面所 (手すりがない、段差がある、狭いなど)
9	トイレ (段差がある、幅が狭いなど)
10	その他 ()

※共用部分とは…

専有部分以外の部分で、居住者が共同して使用する
出入口、廊下、階段、エレベーターなどをいいます。

外出先のバリアフリーの状況について

問 18

あなたが自宅を出た後、日常よく出かけるところ（例えば、職場、学校、買物先など）に着くまでに、道路や駅、電車やバスなどで、バリアフリー化が進んでいないために、不便を感じるところはありますか。（○は1つだけ）

ある	ない
1	2

問 19

（21 ページ）へ

問 18-1

それはどこですか。（○はいくつでも）

1	道路
2	公園
3	鉄道の駅や電車の車両
4	バス乗り場やバスの車両
5	その他 ()

【1】を選んだ方は、必ず

次のページ

問 18-1-1

問 18-1-2

を回答してください。

【2】を選んだ方は、必ず

17 ページ

問 18-1-3

を回答してください。

【3】を選んだ方は、必ず

18 ページ

問 18-1-4

問 18-1-5

19 ページ

問 18-1-6

を回答してください。

【4】を選んだ方は、必ず

20 ページ

問 18-1-7

問 18-1-8

を回答してください。

【5】のみを選んだ方は、

問 19

にお進みください。

（21 ページ）

道路について

《問18-1で「1 道路」を選んだ方にお聞きします。》

問18-1-1

高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児連れなどが、道路を利用しやすくするために、どのような整備・対応が必要だと思いますか。(〇は3つまで)

1	車道と歩道を分離したり、歩道の幅を広げる
2	横断歩道部など歩道から車道への移動を円滑にするため、歩道と車道の段差を少なくする
3	歩道の勾配（歩道面の傾斜の度合い）が急な箇所を緩やかに改善する
4	歩行者が安全に渡れるように、信号の時間を改善したり、音響式信号機などを設置する
5	横断歩道橋や地下横断歩道、高低差のある橋にエレベーターを設置するなど、立体横断施設等をバリアフリー化する
6	誰もが利用しやすく、わかりやすい案内標識を整備する
7	視覚障害者誘導用（点字）ブロックを整備する
8	ベンチなど休憩できる場所を整備する
9	歩行者と自転車の通行空間を分離する
10	歩道上の看板や放置自転車などの障害物をなくす
11	歩道の凹凸や視覚障害者誘導用ブロックのガタつき、薄くなった区画線（歩行者と車両を分離する白線）などを補修する
12	その他（ ）

問18-1-2

どのような道路でバリアフリー化を重点的に進める必要があると思いますか。(〇は2つまで)

1	駅やバス停などの公共交通施設の周辺道路
2	役所などの公共施設や福祉施設、病院などの医療施設等の周辺道路
3	学校や保育園、幼稚園などの周辺道路（通学路、通園路等）
4	災害時の避難場所の周辺道路
5	住宅地内の道路
6	その他（ ）

公園について

《問18-1で「2 公園」を選んだ方にお聞きします。》

問18-1-3

高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児連れなどが、公園を利用しやすくするために、どのような整備・対応が必要だと思いますか。(〇は3つまで)

1	出入口や園内通路の段差をなくしたり、幅を広げる
2	ベンチなど休憩できる場所を整備する
3	車椅子使用者が使いやすいトイレを整備する
4	乳幼児連れが使いやすいトイレを整備する
5	介助用ベッドをトイレに設置する（写真参照）
6	色や文字の使い方に配慮して、全ての人にとって見やすくわかりやすいデザインの案内標示を整備する
7	視覚障害者誘導用（点字）ブロックを整備する
8	車椅子使用者などに配慮した、障害者用の駐車スペースを整備する
9	視覚障害者用ガイドヘルパー（目に障害のある人を案内したり誘導したりする人）を配置する
10	障害のある子供もない子供も、誰もが一緒に遊べるユニバーサルデザイン遊具を整備する
11	維持管理を適切に実施する
12	その他（ ）



鉄道の駅や電車の車両について

《問18-1で「3 鉄道の駅や電車の車両」を選んだ方にお聞きします。》

問18-1-4

高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児連れなどが、鉄道の駅を利用しやすくするために、どのような整備・対応が必要だと思いますか。(〇はいくつでも)

1	出入口や通路の段差をなくしたり、幅を広げる
2	エレベーターを整備する
3	エスカレーターを整備する
4	車椅子使用者が使いやすいトイレを整備する
5	乳幼児連れが使いやすいトイレを整備する
6	介助用ベッドをトイレに設置する
7	色や文字の使い方に配慮して、全ての人にとって見やすくわかりやすいデザインの案内標示を整備する
8	視覚障害者誘導用（点字）ブロックを整備する
9	券売機や窓口を利用しやすくする
10	乗降場（駅のホームなど）と車両との隙間や段差をなくす
11	乗降場（駅のホームなど）と車両の間に、転落・接触防止用のホームドアなどを設置する
12	駅員の接遇向上を図る
13	その他（ ）

問18-1-5

高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児連れなどが、電車の車両を利用しやすくするために、どのような整備・対応が必要だと思いますか。(〇は2つまで)

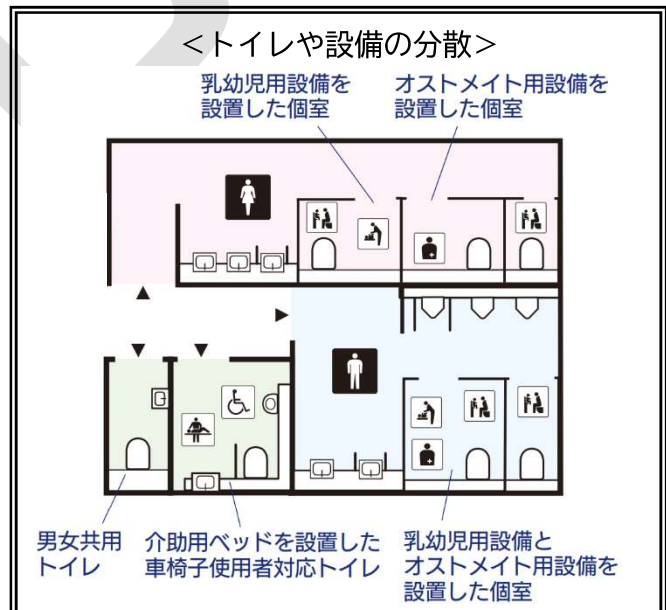
1	車内に、停車駅などを表示するための電光掲示板などを見やすい位置に設置した車両を整備する
2	車椅子やベビーカーなどの専用スペースを整備する
3	色や文字の使い方に配慮して、全ての人にとって見やすくわかりやすいデザインの案内標示を整備する
4	駅員などの接遇向上を図る
5	その他（ ）

《問18-1で「3 鉄道の駅や電車の車両」を選んだ方にお聞きします。》

問18-1-6

鉄道の駅のトイレにおいてどのような整備・対応が必要だと思いますか。
(〇はいくつでも)

1	車椅子使用者が使いやすいトイレを整備する (車椅子の通行や利用に十分な空間を確保する、トイレの数を増やすなど)
2	乳幼児連れが使いやすい設備を整備する (ベビーチェアやベビーベッドの設置など)
3	オストメイトが使いやすい設備を整備する (オストメイト用設備(※)の設置など)
4	高齢者が使いやすい設備を整備する (洋式便器、手すり、背もたれの設置など)
5	介助用ベッドをトイレに設置する
6	介助者や同伴者との利用に配慮する (個室のカーテンや利用者を待つのためのベンチの設置など)
7	その他の様々なニーズに対応したトイレを整備する (男女共用のトイレ、親子用のトイレなど)
8	トイレの配置や機能を示した表示を設置する
9	維持管理を適切に実施する
10	高齢者、障害者、乳幼児連れなど、多様な利用者のニーズにあったトイレや設備を分散して整備する
11	その他()



※ オストメイト用設備とは…

オストメイト（人工肛門、人工膀胱保持者）の利用に配慮して、パウチ（排泄物をためておく袋）や汚れた物、しびん等を洗浄するための汚物流し（洗浄装置・水栓を含む。）をいいます。

バス乗り場やバスの車両について

《問18-1で「4 バス乗り場やバスの車両」を選んだ方にお聞きします。》

問18-1-7

高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児連れなどが、バス乗り場を利用しやすくするために、どのような整備・対応が必要だと思いますか。(〇は2つまで)

1	色や文字の使い方に配慮して、全ての人にとって見やすくわかりやすいデザインの案内標示を整備する
2	視覚障害者誘導用（点字）ブロックを整備する
3	バス乗り場などに、ベンチや屋根を設置する
4	バス乗り場などに、車両運行状況の表示装置を設置する
5	バス乗り場などで、バスを安全に待つことができる配慮をする
6	その他（ ）

問18-1-8

高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児連れなどが、バスの車両を利用しやすくするために、どのような整備・対応が必要だと思いますか。(〇は2つまで)

1	乗降口の階段がなく、車椅子などでも乗り降りしやすいノンステップバス等を整備する
2	車内に、停留所などを表示するための電光掲示板などを設置した車両を整備する
3	車椅子やベビーカーなどの専用スペースを整備する
4	移動が困難な高齢者や車椅子使用者が利用しやすいよう、地域の生活拠点などを結ぶコミュニティバス等を整備する
5	色や文字の使い方に配慮して、全ての人にとって見やすくわかりやすいデザインの路線図等の表示を整備する
6	運転手の接遇向上を図る
7	その他（ ）

建築物について

問 19

官公庁施設（都庁舎、区・市役所、税務署など）についてお聞きします。
あなたは上記の施設を、過去１年間に、利用したことがありますか。
(○は１つだけ)

利用した	利用していない
1	2

問 20 (次のページ)へ

問 19-1

上記の施設は、高齢者や障害者・妊産婦・乳幼児連れなどが利用する場合、利用しやすいように整備や対応がされていると思いますか。(○は①から⑯までそれぞれ１つずつ)

また、それ以外で整備や対応が必要だと思われるものがあれば⑰の〔 〕欄にお答えください。

		整備・対応されている	やや整備・対応されている	あまり整備・対応されていない	整備・対応されていない
①	道路から建物の出入口に至るまでの通路の整備 (段差をなくす、幅を広げる)	1	2	3	4
②	建物の出入口の整備 (段差をなくす、幅を広げる、自動ドアを設置するなど)	1	2	3	4
③	建物内の通路の整備 (段差をなくす、幅を広げるなど)	1	2	3	4
④	階段の整備 (手すりを設置する、床に滑り止めを付けるなど)	1	2	3	4
⑤	誰もが利用しやすいエレベーターや、エスカレーターの整備	1	2	3	4
⑥	車椅子使用者が使いやすいトイレの整備 (十分な空間が確保されたトイレなど)	1	2	3	4
⑦	乳幼児連れが使いやすいトイレの整備 (ベビーチェアやベビーベッドが設置されたトイレなど)	1	2	3	4
⑧	オストメイトが使いやすいトイレの整備 (オストメイト用設備 (P 19※参照) が設置されたトイレなど)	1	2	3	4
⑨	高齢者が使いやすいトイレの整備 (洋式便器、手すりが設置されたトイレなど)	1	2	3	4
⑩	介助用ベッドのトイレへの設置	1	2	3	4
⑪	トイレ以外の場所における授乳とおむつ交換ができる場所の整備 (赤ちゃん・ふらっと (※) など)	1	2	3	4
⑫	色や文字の使い方に配慮した、全ての人にとって見やすくわかりやすい デザインの案内標示の整備	1	2	3	4
⑬	視覚障害者誘導用 (点字) ブロックの整備	1	2	3	4
⑭	車椅子使用者に配慮した障害者用の駐車スペースの整備	1	2	3	4
⑮	福祉車両に配慮したスペースの確保	1	2	3	4
⑯	高齢者や障害者・妊産婦や乳幼児連れなどが利用しやすくなるための、 従業員などのサポートの提供	1	2	3	4
⑰	その他、整備や対応が必要だと思われるものがあればご自由にお書きください。 〔 〕				

※ 「赤ちゃん・ふらっと」とは、乳幼児連れが安心して出かけることができるように整備された、授乳やおむつ替え等ができるスペースの愛称です。

東京都では、公園や児童館などの公共施設、その他乳幼児を連れて出かける身近な地域への整備を推進しています。

問20

病院や診療所についてお聞きします。

あなたは上記の施設を、過去1年間に、利用したことがありますか。

(○は1つだけ)

利用した	利用していない
1	2

問21

(次のページ)へ

問20-1

上記の施設は、高齢者や障害者・妊産婦・乳幼児連れなどが利用する場合、利用しやすいように整備や対応がされていると思いますか。(○は①から⑯までそれぞれ1つずつ)

また、それ以外で整備や対応が必要だと思われるものがあれば⑰の〔 〕欄にお答えください。

	整備・対応されている	やや整備・対応されている	あまり整備・対応されていない	整備・対応されていない
① 道路から建物の出入口に至るまでの通路の整備 (段差をなくす、幅を広げる)	1	2	3	4
② 建物の出入口の整備 (段差をなくす、幅を広げる、自動ドアを設置するなど)	1	2	3	4
③ 建物内の通路の整備 (段差をなくす、幅を広げるなど)	1	2	3	4
④ 階段の整備 (手すりを設置する、床に滑り止めを付けるなど) ※1階のみに所在する施設は除いてお考えください。	1	2	3	4
⑤ 誰もが利用しやすいエレベーターや、エスカレーターの整備 ※1階のみに所在する施設は除いてお考えください。	1	2	3	4
⑥ 車椅子使用者が使いやすいトイレの整備 (十分な空間が確保されたトイレなど)	1	2	3	4
⑦ 乳幼児連れが使いやすいトイレの整備 (ベビーチェアやベビーベッドが設置されたトイレなど)	1	2	3	4
⑧ オストメイトが使いやすいトイレの整備 (オストメイト用設備 (P19※参照) が設置されたトイレなど)	1	2	3	4
⑨ 高齢者が使いやすいトイレの整備 (洋式便器、手すりが設置されたトイレなど)	1	2	3	4
⑩ 介助用ベッドのトイレへの設置	1	2	3	4
⑪ トイレ以外の場所における授乳とおむつ交換ができる場所の整備 (赤ちゃん・ふらっと (P21※参照) など)	1	2	3	4
⑫ 色や文字の使い方に配慮した、全ての人のために見やすくわかりやすいデザインの案内標示の整備	1	2	3	4
⑬ 視覚障害者誘導用 (点字) ブロックの整備	1	2	3	4
⑭ 車椅子使用者などに配慮した障害者用の駐車スペースの整備	1	2	3	4
⑮ 福祉車両に配慮したスペースの確保	1	2	3	4
⑯ 高齢者や障害者・妊産婦や乳幼児連れなどが利用しやすくなるための、従業員などのサポートの提供	1	2	3	4
⑰ その他、整備や対応が必要だと思われるものがあればご自由にお書きください。 〔 〕				

問21

飲食店（喫茶店や食堂、ファミリーレストランなど）についてお聞きします。
あなたは上記の施設を、過去1年間に、利用したことがありますか。
(○は1つだけ)

利用した	利用していない
1	2

問22

(次のページ)へ

問21-1

上記の施設は、高齢者や障害者・妊産婦・乳幼児連れなどが利用する場合、利用しやすいように整備や対応がされていると思いますか。(○は①から⑱までそれぞれ1つずつ)

また、それ以外で整備や対応が必要だと思われるものがあれば⑲の〔 〕欄にお答えください。

	整備・対応されている	やや整備・対応されている	あまり整備・対応されていない	整備・対応されていない
① 道路から建物の出入口に至るまでの通路の整備 (段差をなくす、幅を広げる)	1	2	3	4
② 建物の出入口の整備 (段差をなくす、幅を広げる、自動ドアを設置するなど)	1	2	3	4
③ 建物内の通路の整備 (段差をなくす、幅を広げるなど)	1	2	3	4
④ 階段の整備 (手すりを設置する、床に滑り止めを付けるなど) ※1階のみに所在する施設は除いてお考えください。	1	2	3	4
⑤ 誰もが利用しやすいエレベーターや、エスカレーターの整備 ※1階のみに所在する施設は除いてお考えください。	1	2	3	4
⑥ 車椅子使用者が使いやすいトイレの整備 (十分な空間が確保されたトイレなど)	1	2	3	4
⑦ 乳幼児連れが使いやすいトイレの整備 (ベビーチェアやベビーベッドが設置されたトイレなど)	1	2	3	4
⑧ オストメイトが使いやすいトイレの整備 (オストメイト用設備 (P19※参照) が設置されたトイレなど)	1	2	3	4
⑨ 高齢者が使いやすいトイレの整備 (洋式便器、手すりが設置されたトイレなど)	1	2	3	4
⑩ 介助用ベッドのトイレへの設置	1	2	3	4
⑪ トイレ以外の場所における授乳とおむつ交換ができる場所の整備 (赤ちゃん・ふらっと (P21※参照) など)	1	2	3	4
⑫ 色や文字の使い方に配慮した、全ての人にとって見やすくわかりやすいデザインの案内標示の整備	1	2	3	4
⑬ 視覚障害者誘導用 (点字) ブロックの整備	1	2	3	4
⑭ 車椅子使用者などに配慮した障害者用の駐車スペースの整備	1	2	3	4
⑮ 福祉車両に配慮したスペースの確保	1	2	3	4
⑯ 店舗内で目的のテーブルやレジまでの通路の整備 (段差をなくす、幅を広げるなど)	1	2	3	4
⑰ 店舗内の座席の整備 (車椅子のまま利用できるなど)	1	2	3	4
⑱ 高齢者や障害者・妊産婦や乳幼児連れなどが利用しやすくなるための、従業員などのサポートの提供	1	2	3	4
⑲ その他、整備や対応が必要だと思われるものがあればご自由にお書きください。 〔 〕				

問 2 2

コンビニエンスストアについてお聞きします。

あなたは上記の施設を、過去 1 年間に、利用したことがありますか。

(○は1つだけ)

利用した	利用していない
1	2

問 2 3

(次のページ)へ

問 2 2 - 1

上記の施設は、高齢者や障害者・妊産婦や乳幼児連れなどが利用する場合、利用しやすいように整備や対応がされていると思いますか。(○は①から⑮までそれぞれ1つずつ)

また、それ以外で整備や対応が必要だと思われるものがあれば⑯の〔 〕欄にお答えください。

		整備・対応されている	やや整備・対応されている	あまり整備・対応されていない	整備・対応されていない
①	道路から建物の出入口に至るまでの通路の整備 (段差をなくす、幅を広げる)	1	2	3	4
②	建物の出入口の整備 (段差をなくす、幅を広げる、自動ドアを設置するなど)	1	2	3	4
③	建物内の通路の整備 (段差をなくす、幅を広げるなど)	1	2	3	4
④	車椅子使用者が使いやすいトイレの整備 (十分な空間が確保されたトイレなど)	1	2	3	4
⑤	乳幼児連れが使いやすいトイレの整備 (ベビーチェアやベビーベッドが設置されたトイレなど)	1	2	3	4
⑥	オストメイトが使いやすいトイレの整備 (オストメイト用設備 (P 1 9 ※参照) が設置されたトイレなど)	1	2	3	4
⑦	高齢者が使いやすいトイレの整備 (洋式便器、手すりが設置されたトイレなど)	1	2	3	4
⑧	介助用ベッドのトイレへの設置	1	2	3	4
⑨	トイレ以外の場所における授乳とおむつ交換ができる場所の整備 (赤ちゃん・ふらっと (P 2 1 ※参照) など)	1	2	3	4
⑩	色や文字の使い方に配慮した、全ての人にとって見やすくわかりやすいデザインの案内標示の整備	1	2	3	4
⑪	視覚障害者誘導用 (点字) ブロックの整備	1	2	3	4
⑫	車椅子使用者などに配慮した障害者用の駐車スペースの整備	1	2	3	4
⑬	店舗内で目的の棚やレジまでの通路の整備 (段差をなくす、幅を広げるなど)	1	2	3	4
⑭	店舗内の商品棚の整備 (手が届きやすい棚の高さにする、多言語表記を行うなど)	1	2	3	4
⑮	高齢者や障害者・妊産婦や乳幼児連れなどが利用しやすくなるための、従業員などのサポートの提供	1	2	3	4
⑯	その他、整備や対応が必要だと思われるものがあればご自由にお書きください。 〔 〕				

東京都の「福祉のまちづくり」について

問23

東京都において、今後「ユニバーサルデザイン（P9参照）」の理念に基づいたまちづくりや更なるバリアフリー化を進めていくにあたり、特に重点をおいて取り組む必要があると思うものは何ですか。（〇は5つまで）

		《 具体例 》
1	公共交通施設や公共交通機関の整備	・ 駅のエレベーター設置 ・ ホームドアの整備 ・ ノンステップバス等の整備
2	建物内の整備	・ 出入口等の幅の確保 ・ スロープの設置
3	道路の整備	・ 車道と歩道の分離 ・ 歩道の幅を広げる ・ 歩道の段差を少なくする ・ 歩道の勾配を緩やかに改善
4	公園、河川の整備	・ 園路等の段差解消 ・ ベンチやトイレ設置
5	学校施設の整備	・ 車椅子使用者等が使いやすいトイレの整備やトイレの洋式化 ・ スロープ等による段差解消 ・ エレベーターの整備
6	建物、道路、公園、公共交通施設などの連続的、一体的、計画的な整備	・ バリアフリー基本構想等の策定 ・ 駅から公共施設など連続的な整備
7	高齢者や障害者が住みやすい住宅の整備	・ 車椅子使用者向け住宅の整備 ・ 住宅への手すりの設置など
8	高齢者や障害者の社会参加を支える仕組みづくり	・ 点字、音声による刊行物の配布 ・ 手話通訳者の配置 ・ ヘルプマークやヘルプカード（P5参照）の推進
9	災害時における要配慮者の安全対策	・ 避難誘導、案内標示の整備 ・ 避難場所の確保 ・ 食料など必需品の準備
10	わかりやすく利用しやすい情報提供の充実	・ 案内標示等の設置 ・ 音声や携帯端末を利用した情報提供
11	デジタル技術を活用したコミュニケーションの進展	・ 音声をテキスト変換する透明ディスプレイ等のユニバーサルコミュニケーション機器の整備
12	「福祉のまちづくり」の普及啓発の充実	・ 車椅子使用者等が使いやすいトイレや駐車スペース等の適正利用等を目的としたパンフレットの作成 ・ 障害者等の理解推進を目的としたシンポジウムの実施 ・ 福祉のまちづくり功労者の表彰制度など ・ キャンペーンの実施、ホームページや SNS を活用した広報等
13	当事者の意見を反映するための仕組みづくり	・ 都民、事業者、行政による情報交換の場の設定
14	児童、生徒へのユニバーサルデザイン教育	・ 高齢者や障害者等と交流しながらの体験 ・ 高齢者や障害者等の支援方法、コミュニケーション方法の学習 ・ 障害者スポーツを通じた理解等
15	地域住民を対象としたユニバーサルデザインに関する学習機会の提供	・ まち歩き点検によるバリアフリーマップの作成等
16	地域のユニバーサルデザインに関する取組を主体的に担う人材の養成	・ 地域住民向けのまち歩きやワークショップの講師を担当する人材（福祉のまちづくりサポーター）の養成等
17	店舗等における接遇の向上	・ 民間事業者による従業員への接客研修（障害特性や配慮の方法）等
18	民間事業者によるバリアフリー化の取組	・ 車椅子使用者等が使いやすいトイレや駐車スペース等の整備 ・ 高齢者や障害者等が働きやすい職場の環境整備 ・ バリアフリー設備情報の発信等
19	その他（	）

子育てのための居住環境について

問24

あなたは、子育てをする上で「住宅の周りの環境」にはどのような点が特に重要だと思いますか。 (○は3つまで)

1	子供の遊び場や公園が近くにある
2	周辺の道路が安全である
3	静かな環境にあり、治安がよい
4	託児所・保育所や幼稚園などが近くにある
5	小学校や中学校が近くにある
6	駅やバス停に近く、通勤に便利である
7	小児科の病院・診療所が近くにある
8	日用品を購入するスーパーや飲食店が近くにある
9	身近に頼れる人がいる
10	その他()
11	特にない
12	わからない

問25

あなたの住宅の周りの環境が、子育てをする上で適していると思いますか。
(○は1つだけ)

1	適している
2	どちらかといえば適している
3	どちらかといえば適していない
4	適していない
5	わからない

子育て支援について

問26

あなたは、子育て支援にはどのような施策やサービスが特に有効だと思いますか。
(○は3つまで)

1	妊娠・出産、乳幼児健診などを支える保健医療体制の整備
2	子育て支援に関する情報提供
3	子育ての不安や悩みの相談・支援体制の整備
4	親同士の助け合い活動や、地域での支え合い活動の体制整備
5	保育所の数や定員の増、保育サービスの質の充実
6	リフレッシュなどのために利用できる一時預かりサービスの充実
7	男性も女性も仕事と子育てが両立しやすい環境の整備
8	思考力や表現力等の育成やスポーツに親しむ環境の整備
9	非行防止など、子供が健全に育つための対策の充実
10	乳幼児連れでも活動しやすいまちづくり
11	子育て家庭のための住宅施策の推進
12	障害のある子供とその家族への支援サービスの充実
13	生活に困窮した家庭への支援
14	ひとり親家庭の自立支援（就業機会の確保など）
15	その他（ ）
16	特にない
17	わからない

児童虐待について

子育てへの不安など、様々なストレスがきっかけになり、子供への虐待が始まる場合があります。虐待は、子供の健全な発育・発達を損ない、心身に大変深刻な影響を及ぼします。

次世代を担う子供たちの健やかな育成のため、東京都では、児童虐待の未然防止や早期発見などの取組を強化しています。

問27 虐待を受けたと思われる児童を発見した人には、区市町村または児童相談所への
通告義務があることについて知っていますか。
(○は1つだけ)

1	通告義務があることを、通告先も含め知っている
2	通告先は知らないが、通告義務があることは知っている
3	知らない

- ◆ 児童虐待防止法は、「虐待を受けたと思われる児童を発見した人は、速やかに区市町村または児童相談所等へ通告しなければならない」と義務付けています。(同法第6条第1項による)
- ◆ 虐待かどうかははっきりしない場合も通告義務があります。たとえ虐待ではなかったとしても、連絡をした人の責任が問われることは一切ありません。
- ◆ 連絡をした人に関する個人情報はず守られます。
- ◆ 主な通告先
虐待に気づいたり、虐待を疑ったら、
区市町村(子供家庭支援センター(※1)など)、児童相談所(※2)または児童相談所全国共通ダイヤル(※3)へ通告してください。

- ※1 子供家庭支援センターとは…
子供と家庭に関するあらゆる相談(子育ての悩み、育児相談、虐待相談など)に応じる窓口です。
- ※2 児童相談所とは…
子供に関する様々な相談に応じ、必要な助言を行う窓口です。
また、緊急に保護を必要とする場合などには子供を一時的に預かります。
- ※3 児童相談所全国共通ダイヤルとは…
虐待を疑ったときに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。
3桁の番号「189」(いちはやく)に電話をすれば、お近くの児童相談所等につながります。

障害者支援について

問 28

東京都は、東京に暮らし、東京を訪れる全ての人々が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」（東京都障害者差別解消条例）を平成30年10月に施行しました。

以下の条例の内容を知っていますか。

（○はそれぞれ1つつ）

項目（条例の内容）		回答	
① 不当な差別的 取扱いの禁止 （※1）	事業者（注）が、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供に当たって場所や時間帯などを制限すること等が禁止されている	1	知っている
		2	知らない
② 合理的配慮の 提供 （※2）	事業者は、負担が重すぎない範囲で、障害者に対して障害の特性に応じた対応を行わなければならない	1	知っている
		2	知らない

（注）事業者とは、商業その他の事業を行う企業や団体、店舗などのことで、地方公営企業（水道、交通、病院等）や個人事業者、非営利のものも含み、対面やオンラインなどサービス等の提供形態は問いません。

「東京都障害者差別解消条例」の概要

<東京に暮らし、東京を訪れる全ての人々が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して>

- ◆ 平成30年10月に「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」（東京都障害者差別解消条例）が施行されました。
- ◆ この条例では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を義務化しています。

※1 「不当な差別的取扱いの禁止」とは？

この条例では、行政機関や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供に当たって場所や時間帯などを制限すること、障害のない人には付けられない条件を付けることなどを禁止しています。

※2 「合理的配慮の提供」とは？

障害のある人は、社会の中にあるバリア（障害のある人が利用しにくい施設・設備、制度、慣行など）によって生活しづらい場合があります。

この条例では、役所や事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。

東京都は、手話を必要とする人の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会の実現を目指し、「東京都手話言語条例」を令和4年9月に施行しました。

また、令和7年7月には、障害の有無にかかわらず、必要とする情報を取得・利用し円滑に意思疎通を図ることができる共生社会の実現を目指し、「東京都障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例」（東京都障害者情報コミュニケーション条例）を施行しました。

障害者が情報を取得・利用し、円滑にコミュニケーションが図れるようにするための取組についてお聞きます。

問29 コミュニケーション手段の一つに「手話」があります。手話は、手の形や動き、顔の表情などによって様々な意味をあらわすことができる、日本語と同じように独自の文法を持つ一つの言語です。手話について、知っていますか。 (○は1つだけ)

手話があることを知っている	手話があることを知らない
1	2

→ **問30** へ

問29-1 実際に手話を使っていますか。 (○は1つだけ)

1	実際に手話を使っている
2	手話が必要な聴覚障害者と接する機会はあるが、手話を使うことができない
3	手話が必要な聴覚障害者と接する機会がないため、手話を使っていない

問30 視覚障害や聴覚障害以外でもコミュニケーションに配慮が必要な人がいます。必要な配慮やコミュニケーション手段としては、コミュニケーションボード（※）、ゆっくり話す、ルビを振るなどがあります。これらの手段について知っていますか。 (○は1つだけ)

手段について知っている	手段について知らない
1	2

→ **問31** (次のページ) へ

問30-1 実際に配慮はしていますか。 (○は1つだけ)

1	実際に配慮している
2	障害者と接する機会はあるが、実際に配慮はしていない
3	障害者と接する機会がない

※コミュニケーションボードとは…

文字やイラスト、記号などが載っているボードで、文字やイラスト、記号などを指さして、説明や意思表示などのコミュニケーションをとることができます。



問31

障害者の就労に向けた企業などの取組として、どのようなことが特に重要だと思いますか。 (○は3つまで)

1	障害者の雇用の促進（※1）
2	障害者に配慮した建物・事業所等の構造・設備の改善・整備（バリアフリー化などを含む。）
3	職場の上司や同僚の理解
4	日常業務等のサポートをする社員などの配置・相談体制の充実
5	体験実習の実施・実習生の受入れの拡充
6	職場における訓練や研修の機会の充実
7	特性や能力に応じた人員配置や業務の見直し
8	就労継続支援事業所・就労移行支援事業所等（※2）や特別支援学校、就労支援機関との連携
9	その他（ ）
10	特にない
11	わからない

※1 「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、民間企業、国、地方公共団体などは一定の割合（令和8年7月以降：常用労働者数37.5人以上規模の民間企業は2.7%）に相当する数以上の身体障害者、知的障害者または精神障害者を雇用しなければならないとされています。

※2 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行っている事業所等

地域共生社会について

問32

「地域共生社会」（※1）という言葉やその意味について知っていますか。
（○は1つだけ）

1	以前から言葉も意味も知っていた
2	言葉は知っていたが、意味は今回初めて知った
3	言葉も意味も、今回初めて知った
4	その他（ ）

※1 **地域共生社会**とは…

- 高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場といった、人々の生活領域における支え合いの基盤も弱まっています。加えて、多くの地域では、社会経済の担い手も減少しており、地域社会そのものの存続も危ぶまれています。
 - そこで、
 - ・ 生活における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する地域社会
 - ・ 社会・経済活動の基盤として、人と資源が循環し、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できる地域社会
- の2つの視点からなる、「地域共生社会」の実現を目指しています。

（参考：厚生労働省ホームページ「地域共生社会の推進」）

問33

地域共生社会においては、地域住民であるあなたも、地域において一定の役割や生きがい等をもち、そのつながりを通して、支え合いの担い手となることを期待されています。このことを知っていますか。
（○は1つだけ）

1	知っていた
2	今回初めて知った
3	その他（ ）

地域福祉について

問34

あなたは、現在お住まいの地域に、困ったときに相談したり、頼ったりできる人はいますか。(〇はいくつでも)

※ 同居している家族などの世帯員を除く。

1	近隣住民
2	親族
3	友人、知人
4	保育所・幼稚園・学校の先生
5	子供の保育所・幼稚園・学校の保護者
6	民間の福祉サービス事業者の職員
7	かかりつけ医師
8	民生委員・児童委員（※1）
9	区・市役所などの職員
10	社会福祉協議会の職員（※2）
11	NPO・ボランティアの人（※3）
12	その他（ ）
13	相談したり、頼ったりできる相手がない

※1 **民生委員・児童委員**とは…

厚生労働大臣から委嘱を受け、地域の社会福祉の向上のために活動する無報酬の公務員（都道府県の非常勤・特別職）で、地域で援助を必要とする人の相談に応じ、関係機関への橋渡しをしています。

※2 **社会福祉協議会**とは…

地域福祉を推進することを目的に、社会福祉法に基づき設置されている非営利の民間団体で、都道府県、市区町村において、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援など様々な活動を行っています。

※3 **NPO**とは…

様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）の社会貢献活動を行う、民間の非営利組織です。

問35

お住まいの地域で災害が発生した場合に、ひとりで避難することが困難な人（例えば、高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦、外国人、病人・ケガ人など）に対して、何らかの協力ができますか。（○は1つだけ）

※ご自身や家族の安全はおおむね確保されていると仮定して、お答えください。

1	進んで協力する
2	求められれば協力する
3	協力できない
4	わからない

問36 （次のページ）へ

問35-1

どのような協力ができると思いますか。

（○はいくつでも）

1	安否の確認
2	救出・救助
3	避難場所への誘導
4	家族や親族・知人への連絡
5	災害状況や避難情報などの伝達
6	一時的な保護・預かり
7	介護や応急手当
8	相談相手や話し相手
9	その他（ ）

問36

(1) あなたは、過去1年間に以下のような活動をしましたか。

(2) また、今後参加したい活動はありますか。

活動内容		(1) 1年間の活動の有無 (○はそれぞれ1つつ)		(2) 今後の参加意向 (○はそれぞれ1つつ)		
		活動した	活動していない	参加したい	参加したいが様々な理由により参加できない	参加したいと思わない
①	趣味・学習・スポーツ活動	1	2	1	2	3
②	自治会、町内会、老人クラブ、NPO団体などの役員・事務局活動	1	2	1	2	3
③	地域行事（地域の催物の運営、祭りの世話役など）を支援する活動	1	2	1	2	3
④	環境保全、環境美化、リサイクルなどの活動	1	2	1	2	3
⑤	地域の伝統や文化を伝える活動	1	2	1	2	3
⑥	防犯や災害時の救援・支援をする活動	1	2	1	2	3
⑦	一人暮らしなど見守りが必要な高齢者を支援する活動	1	2	1	2	3
⑧	介護が必要な高齢者を支援する活動	1	2	1	2	3
⑨	障害者を支援する活動	1	2	1	2	3
⑩	子供の登校の見守りや学習の支援	1	2	1	2	3
⑪	青少年の健やかな成長・非行防止のための活動	1	2	1	2	3
⑫	子育てを支援する活動	1	2	1	2	3
⑬	外国人を支援する活動	1	2	1	2	3
⑭	その他	1 〔 〕		1 〔 〕		

社会的孤立について

問37

あなたは、過去1年間に、孤独を感じたことがどのくらいありますか。
(○は1つだけ)

1	よくある
2	ときどきある
3	ほとんどない
4	全くない

→ **問38** (次のページ) へ

→ **問37-1**

あなたは、どのようなときに孤独を感じますか。
(○はいくつでも)

1	ひとりでいるとき
2	人とのコミュニケーションがないとき
3	自分の考えが周囲の人に理解されないとき
4	相談できる人がいないとき
5	頼れる人がいないとき
6	家族や親しい人と別れたとき (死別、引越しなど)
7	気分が落ち込んでいるとき
8	体調が悪いとき
9	その他 ()

生活困窮者への支援について

問38

過去1年間に、あなたの生活水準に変化がありましたか。
(○は1つだけ)

1	生活水準が下がった
2	特に変化がない
3	生活水準が向上した
4	その他 ()

問39

生活困窮者を支援するための以下の制度があるのを知っていますか。
また、あなた自身が生活に困窮したときに、制度を利用したいと思いますか。
(○は、(1)、(2)ともに、①から⑤までそれぞれ1つずつ)

		(1) 知っているか		(2) 利用したいか	
		知っている	知らなかった	利用したい	利用したくない
①	生活保護制度 (※1)	1	2	1	2
②	生活困窮者自立支援制度 (住居確保給付金など) (※2)	1	2	1	2
③	生活福祉資金貸付制度 (※3)	1	2	1	2
④	TOKYOチャレンジネット (※4)	1	2	1	2
⑤	受験生チャレンジ支援貸付事業 (※5)	1	2	1	2

※1 生活保護制度とは

生活保護は、日本国憲法第25条第1項の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という理念に基づき最低限度の生活を保障する制度であり、生活保護を受けることは国民の権利です。

なお、生活保護の申請等の相談は、お住まいの各区市町村を管轄する福祉事務所で行うことができます。

※2 生活困窮者自立支援制度（住居確保給付金など）とは

複合的な課題を抱える生活困窮者を幅広く受け止め包括的な相談支援を行うほか、離職等により住居を失うおそれのある人への住居確保給付金の支給等の各種支援を行う制度です。

なお、生活困窮者自立支援制度（住居確保給付金など）の申請等の相談は、お住まいの各区市町村を管轄する自立相談支援機関で行うことができます。

※3 生活福祉資金貸付制度とは

低所得世帯、障害者または高齢者のいる世帯に対し、経済的自立や社会参加の促進を図る資金貸付制度であり、総合支援資金、教育支援資金等があります。

なお、生活福祉資金貸付制度の申請等の相談は、お住まいの地域の民生委員または区市町村社会福祉協議会で行うことができます。

※4 TOKYOチャレンジネットとは

住居を失い、インターネットカフェや漫画喫茶等で寝泊まりしながら、不安定な仕事に就いている人や離職者等に対して、居住支援、生活支援、就労支援等を実施する制度です。

なお、TOKYOチャレンジネットの利用等の相談は、東京都健康プラザハイジアで行うことができます。

※5 受験生チャレンジ支援貸付事業とは

学習塾等の受講費用、高校・大学の受験料を捻出できない低所得者に対して貸付を行うことにより、低所得世帯の子供を支援する制度です。

なお、受験生チャレンジ支援貸付事業の申請等の相談は、お住まいの地域の受験生チャレンジ支援貸付事業相談窓口（福祉事務所または社会福祉協議会等）で行うことができます。

福祉人材対策について

問40

福祉・介護の仕事に対し、どのようなイメージをお持ちですか。
(○は3つまで)

1	資格や専門知識を生かせる仕事である
2	ライフ・ワーク・バランスを保って働くことができる仕事である
3	人の役に立っていることが実感できる仕事である
4	体力的・精神的にきつく、仕事の内容の割に給与水準が低い仕事である
5	昇進・昇給が難しく、将来に不安がある仕事である
6	その他 ()

問41

問40のイメージをどうして持たれましたか。
(○はいくつでも)

1	家族の介護をした経験から
2	福祉・介護の仕事をした経験があるから
3	ボランティアをした経験や福祉施設を見学したことがあるから
4	家族・友人・同僚など、周囲の人の話から
5	テレビ・新聞・雑誌などの情報から
6	ウェブサイトやSNS (X、Instagram、LINE) などの情報から
7	その他 ()

問42

福祉・介護の仕事にマイナスイメージを持つ人もいますが、どうすれば、そのようなイメージを改善できると思いますか。(〇はいくつでも)

1	給与水準の引上げ、キャリアアップの仕組みの整備など雇用面での処遇改善
2	介護ロボットやICTの活用(※1)、休暇制度の充実などによる労働環境の改善
3	テレビ・雑誌などの媒体を活用したイメージアップに向けた広報
4	働きやすい職場づくりに取り組む福祉・介護事業所を公表する制度(※2)の充実
5	労働条件や職場環境に関する行政の適切な指導・監督
6	その他()

※1 見守りセンサーの活用やモバイル端末によるケア記録の共有、クラウドサービスによる業務効率化など

※2 東京都では、職場環境の整備に取り組み、「働きやすい福祉の職場宣言」を行う事業所の情報を公表する「TOKYO働きやすい福祉の職場宣言事業」を実施しています。

問43

ハローキティが「TOKYO 福祉のお仕事アンバサダー」として、活動していることを知っていますか。(〇は1つだけ)

1	知っている
2	知らない

東京都は、ハローキティを「TOKYO 福祉のお仕事アンバサダー」に任命しています。動画やウェブサイトなどに登場したり、各種イベントに出演し、福祉のお仕事の魅力ややりがいを積極的に発信しています。その他にも「TOKYO 福祉のお仕事アンバサダー事務局」Instagramで福祉に関する情報発信をしています。



キティちゃんが登場する動画はこちら！



@FUKUSHI_HELLOKITTY



Hello Kitty © 2026 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. L663815

問4 4

東京都の福祉の職場に関する情報を発信するポータルサイト「ふくむすび」を知っていますか。(○は1つだけ)

1	知っている
2	知らない

「ふくむすび」は、福祉の仕事に興味がある人、福祉の仕事をしたい人、福祉の仕事をしている人に、福祉職場に関する様々な情報を発信し、一人でも多くの人を福祉職場につないでいくためのウェブサイトです。

福祉事業所の求人情報や職場環境等の情報、都・区市町村が行っている資格取得等の支援策、研修・イベント等の情報、TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言を行う事業所の情報などを掲載しています。

URL : <https://www.fukushijinza.metro.tokyo.lg.jp/>



自由意見

東京都の福祉保健行政に関してご意見やご要望がありましたら、お聞かせください。

- ◆ 長時間にわたりご協力いただきまして、ありがとうございました。
- ◆ この調査の結果は、まとめり次第公表し、東京都の福祉保健施策の重要な基礎資料とします。